

4 調福保運発第2660002号

令和4年12月22日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市国民健康保険運営協議会
会長 元 木 勇



調布市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和4年11月22日付け4調福保発第2360001号で諮問のあったこのことについては、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 答申事項

諮問事項を適当と認める。

2 答申理由

当協議会では、国民健康保険法及びこれに基づく東京都国民健康保険運営方針に則り、市に対し、国保財政健全化計画の改定とともに、当計画に基づく税率改定等の実施を求め、令和2年に答申を行った。

今回の諮問事項は、当計画に沿った内容であり、市民生活においては、長引くコロナ禍や物価高騰による影響が懸念されるものの、当市の国民健康保険事業は、加入者一人当たりの医療費が増加傾向で推移し、慢性的な財源不足が生じる中、一般会計から多額の赤字補填を受けた厳しい財政運営が続き、国や東京都から財政健全化を求める動きが強まっていることも



勘案すると、市の主体的な判断として、計画的な税率改定を行っていくことが重要である。

また、当市の現状として、国民健康保険税率は、多摩地域の自治体の中でも比較的低い水準にあるほか、国保財政健全化計画は、加入者の負担に十分配慮された緩やかな内容であることや、一般会計からの赤字補填額は、令和2年度に税率改定を行ったものの、令和3年度決算で約17億円に及んでいることから、計画に沿った定期的な税率改定が不可欠である。

当協議会としては、このような状況を総合的に踏まえると、加入者の急激な負担増を回避しながら、国民健康保険事業の安定的な運営を確保していくためには、今回の国民健康保険税の税率等の改定はやむを得ないとする結論に達し、諮問事項については、これを適当と認め、答申する。

なお、当協議会から市に対し、国保財政健全化に向けた今後の取組について、改めて次のとおり要望する。

3 今後の取組

- (1) 加入者の急激な負担増にも十分配慮しながら、引き続き、国保財政健全化計画に沿った国民健康保険税の税率改定及び政令の定める基準に合わせた課税限度額の引上げを実施するとともに、法令改正及び東京都国民健康保険運営方針の改定に対応した国保財政健全化計画の見直しを適宜行うこと。
- (2) 国保財政健全化に資するため、引き続き、収納対策、医療費適正化及び保健事業の取組を進め、収入確保や支出の増加抑制に努めること。